

○防衛省告示第二百二十八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和八年五月十八日

防衛大臣 小泉進次郎

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域 （北海道日高郡新ひ だか町静内浦和地 先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経 一四二度二六分三三秒の基点を中 心とする半径四〇、〇〇〇メート ルの圏中、真方位一八〇度から二 七〇度までの射界を形成する扇形 区域内の海面	一区域 令和八年六月二十 一日から同年八月三 十一日までの間、毎 日午前八時から午後 五時三十分まで	全ての漁船 の操業を禁止

<p>佐多対空射撃場水域 (鹿児島県肝属郡南)</p>	
<p>北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中</p>	<p>二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面</p>
<p>令和八年五月二十五日から同年九月十</p>	<p>二区域 令和八年六月一日から同月二十日までの間、同年九月一日から同月二十五日までの間及び令和九年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで</p>
<p>全ての漁船の操業を禁止</p>	

大隅町佐多辺塚地

先)

心とする半径一二、〇〇〇メートル

ルの圏中、真方位一二五度から二

一五度までの射界を形成する扇形

区域内の海面

日までの間、毎日午

前六時から午後四時

まで